

別表

令和 8 (2026)年度 Z E V 普及啓発業務委託 審査基準

- 1 審査項目及び各項目の配点は次のとおりとし、各選定委員（5名）が採点する。
- 2 企画提案者の中で最高点と評価した選定委員が最も多かった者を契約候補者とする。
 なお、該当する企画提案者が複数あった場合は、各選定委員による評価の合計点の平均点が最も高い者を契約候補者とする。
- 3 2の場合において、平均点の最も高い企画提案者が複数あった場合は、選定委員会で審議の上、契約候補者を特定する。
- 4 各選定委員による評価の合計点の平均点が60点未満の企画提案者は、契約候補者として選定しない。企画提案者が1者の場合も同様とする。

(100点満点)

| 区分 | 評価項目 | 配点 |
|----------------------------|--|-----|
| 1 企 画 提 案 力 | (1) Z E V の選択を「自分事」として捉えられやすく、簡潔で親しみやすく、分かりやすいキャッチフレーズの制作が期待できるか。また、制作したキャッチフレーズを核とし、全体として Z E V への転換が期待できるような提案となっているか。 | 20 |
| | (2) 幅広い層に分かりやすいポスターやバスラッピングの制作が期待できるか。また、ポスターの掲出施設の提案は妥当であるか。 | 20 |
| | (3) Z E V 導入後の利用シーンを視聴者が具体的にイメージでき、かつ Z E V の特徴や導入メリットが分かりやすく伝わる動画内容の提案となっているか。また、SNS 等を活用したデジタルマーケティングにおける活用を想定した提案となっているか。 | 20 |
| | (4) 事業の趣旨を踏まえた上で、独自の発想や提案内容の工夫があるか。 | 10 |
| 2 業 務 遂 行 力 | (5) 実施体制・実施スケジュールは、業務を安定的に遂行できるものであるか。 | 10 |
| | (6) 企画提案者は、本業務の遂行に当たり、十分な実績を有しているか。 | 10 |
| | (7) 見積額は適切に積算したもののか。また、業務内容に見合った適切な額となっているか。 | 10 |
| 合計 | | 100 |